

広報 川崎町

1987

12月

No. 626

発行：福岡県遠賀郡水巻町役場（☎201-4321） 毎月10日発行 印刷：冷牟田印刷

火災発生!!

11月21日午後3時30分ごろ、吉田西吉限の物置で火災発生ノ
天を突く炎、あたり一面にたちこめる煙、緊迫した空気が
漂います。
いち早く現場に駆けつけた郡消防と町消防団、ホース片
手に炎の中へ飛び込んでいきます。「シューシュー」ホース
の先から勢いよく出た水は、炎めがけて飛び散ります。
燃えさかる炎も、こうしてまたたく間に消し止められました。
年末をひかえ、空気が乾燥しています。火の元にはくれ
ぐれもご用心!!

には もんだ。

める人や処理をする人たちがいて、まちがき
はつい忘れてしまっはいいないでしょうか？
実態を密着取材してみました。ここに照会ま
うか目をそらさず読んで下さい。そして、
あなたのごみを思い出して下さい。



▲(有)水巻美化センターのみなさん
(頃末から南部を収集しています。)

気づき派



きれいに袋に詰
められた空カン
こんなごみなら
大変歓迎です。



▲きちんと仕分けがされ、袋の口をしっかりと
結んであると収集作業もスムーズです。



収集場所をいつも
きれいにしてくれ
る人がいます。
どうもご苦労さん！

きれいな収集場所は どこですか

それは、高尾
団地、みずほ団
地、美吉野団地
ですね。当番制
で収集場所の掃
除をしていると
ころは、ごみ一
つ散らかってい
ませんよ。

収集作業で困ることは？

ルールを守らないごみが多いことですね。
収集場所のごみ一つ残らず回収できた
ら、実に気持ちがいいもんです。でも、燃え
るごみの日にビン・カンが出されたり、燃
えないごみの日に、燃えるごみが置かれて
いたりすると、収集できないから困ってい
ます。



(有)水巻美化
センター
作業員
浜田和雄さん
猪熊(60歳)

ベテラン収集マンにききました。

燃えるごみ、燃えないごみ、ビ
ン・カン類はそれぞれ処理の方法
が違うからです。ごみをごちゃ混
ぜにして収集すると、処理場が大
混乱してしまいます。

きれいに収集してもらえば どうしたらいいのですか

大切なのは、ごみを種類ごと
に分けること、決められた日の朝八
時までに出すことですね。こうす
れば、いつも収集場所がきれいに
片づくし、私たちもスムーズに作
業ができるのですが……。

燃えるごみ、燃えないごみ、置
いていく人、収集日の前の日から
出す人、仕分けをしないで出す人
などです。収集場所にごみを置き
放しにすると、犬や猫が袋を破っ
て散らすから困ります。

マナーの悪い収集場所は
民家から離れた場所や
町営住宅に
多かったですね。

そうですね。何人かのマナーが
悪いために、いつもごみが散らば
って、みんなが迷惑しています。
ちょっととした心掛けできれいにな
るんですがネ。

こんなごみ 困った

なにげなく出す家庭のごみも、それを集れいになっていきます。そのことを私たち今回は、清掃車に乗って、ごみ収集のきるのはほんの一部に過ぎませんが、どあのオルゴールが聞こえたら、もう一度



▲(有)北水社のみなさん (町の北部を収集しています。)

北水社の皆さんにききました。

町民の方へメッセージをどうぞ

スプレー缶

が収集車の回転板で圧縮されて爆発

し、燃えたことがあります。幸い近くに水道がありましたので、すぐに消し止めましたが、スプレー缶はクギなどでガスを抜いて出してもらわないと危険です。

紙おむつ

をバックカーで圧縮したとたん、中身がビュ

ーと飛び出して汚れたことがあります。赤ちゃんやお年寄りのおむつは中身を便器に捨てて出して欲しいですね。



困らせ派

▲ある小学校のごみ置場です。これでは収集も大変です。校長先生は知っているのかな？

オルゴール

の音で、あわてて

ごみを持って来て、直接収集車に投げ込む人がいますが、危険ですから絶対に止めて下さい。回転板にまき込まれて死亡された例もありますから…。

収集場所

の近くに駐車されると収集

車が近寄れなくて困ります。祭日にも収集をしますので注意して欲しいですね。

収集場所のマナーはどうですか？



▲燃えるごみの中に蛍光管が投げ込まれていました。気付かずにケガをすることもあるんですよ。



▲収集日の前日なのにこんなにごみの山が。これではまるでごみ捨て場ですね。

おかの台

は、燃えるごみと燃えない

ごみの置場所が分けてあるから、手間がかからずに収集できます。それに、掃除当番の人が清掃されていますのできれいですね。

梅ノ木団地

は、団地サー

ビスの人が、ごみの仕分けをきちんとしてくれますので助かります。

高松団地

の中には、収

集日が守られてないところがあります。ビン・カン類と生ごみがいっしょに出されたりしていますので、仕分けに手間がかかっています。



空カンや生ごみがごちゃごちゃに出されていました。こんなごみはゴメンですネ。

ごみ処理施設にも出かけてみました。
スプレー缶の爆発で
けがをした職員も
いるんですよ。

ごみ処理施設主任
安永仙之助さん(50歳)



ごみ処理の費用は
とれらういかるのですか

この施設では郡内四町のごみを
処理しています。昨年度は一年間
に約二万四千トンのごみを処理し
て、約二億七千万円の経費がかか
っています。

一戸当たりでは、年間約九百
円のごみの処理に約一万二百万円か
かったことになりました。

ごみの処理は
どうするんですか？

ごみは、燃やす、小さくする、
埋め立てるという方法で始しま
す。

燃えるごみは焼却炉で燃やし、
燃えかすを埋立地へ運びます。

燃えないごみや粗大ごみは、破
砕機で小さくし、選別機で、燃え
るもの、燃えないもの、金属類に
分けれます。

こうして分けたごみは、それぞ

れ焼却や埋め立て、資源回収の方
法で処理しています。



洗濯機も破砕機でこ
んなに小さくされま
す。

ピンヤカンを
別に収集するのは
なぜですか？

燃えないごみは埋め立てなけれ
ばなりません。この埋立地は
あと一、二年でいっぱいになっ
てしまいます。そのため、資源を再
利用し、いくらからでも埋立地の寿
命を長くするために分けて収集し
ているのです。

収集されたピン・カン類は、こ
の施設で処理をしないで、直接再
生業者へ運んで、資源のリサイク
ルを行っています。

今の埋立地が
いっぱいになったら
どうするんですか？

現在、岡垣町の戸切に埋立地を
建設しています。新しく埋立地を
作るには、何十億円という膨大な
費用がかかります。

埋立地を永く使うためには、ご
みをきちんと仕分けして、埋め立
てるごみを少なくする努力が必要
なのです。

困っているよは
ありますか？

■スプレー缶や電池・油缶などの
危険物が燃えるごみの中に入っ
ていると、焼却炉の中で爆発して職
員がケガややけどをしたことがあ
ります。それに、金属などの燃え
ないごみが一割以上も混ざってい
て、燃えかすを運ぶコンベアーが
故障したこともあります。



こんなものが燃える
ごみの中に入ってい
ました。

■家庭から出されたごみの水分を
計ってみたら四十五割以上ありま
した。ごみが燃えにくいときは重



油をつかってバーナーで温度を上
げるわけですから、水切りなどで
水分を減らせば経費も少なくてす
むわけです。

再生業者
りをするのは、無駄な税金をな
くすことにもなるのですから、こ
の機会にもう一度ごみの出し方
について考えてもらいたいと思
います。



もえかす

埋め立て

選別

選別

選別

選別

選別

金属類

再利用

再生業者

なまもど

ザ・固定資産税



固定資産税とは

固定資産税は、土地や家屋、償却資産（事業用の機械や設備など）の資産価値に応じてかかる税金のことです。

納税義務者とは

固定資産税を納める人は、その年の一月一日現在、町内に土地や家屋、償却資産を所有している人です。

評価替えとは

固定資産の評価替えとは何ですか？

問 評価替えとは、三年間の資産価値の変動に対応して評価額を均衡のとれた適正な価格に見直す作業のことです。

答 固定資産税は、固定資産の価格、すなわち「適正な時価（家屋は再建築費）」を課税標準として課税されるものです。ですから、本来なら毎年評価替えを行ない、「適正な時価」で課税することが納税者間の税負担を公平にすることになります。

しかし、膨大な量の土地、家屋について毎年評価を見直すことは、実務的には不可能なため、三年毎に評価額を見直す制度がとられています。

次の評価替えは昭和六十三年度に なります。

土地の税金

土地の税金が毎年上がるのは？

問 土地について三年に一度評価替えが行われ、次の評価額と聞きましたが、毎年土地の税額があるのはどうしてでしょうか？

答 三年に一度の土地の評価替えに伴って税負担が一挙に増加するのを緩和するため、前年度の税負担を基礎として、段階的な負担の調整が行われているからです。

家の税金

家は古くなったのに税金が下らないのは？

問 家は年々古くなっていくのに家屋の固定資産税の額が下がらないのはなぜですか？

答 家屋の評価は、評価の対象となった家屋と全く同一のものを評価替えの時点で新築した場合の建築費（再建築価格）に、家屋の経過年数に応じた減価率（経年減点補正率）を乗じて評価額を求めます。

つまり、家屋は、建築費の上昇が激しい場合には、見かけは古くなくてもその価値（価格）が減少せず、かえって上昇することがあるわけです。

しかし、固定資産税では、評価替えによって前の価額を上回る場合でも、現実の税負担を考慮して原則として前の価額に据え置きとされています。

の固定資産税は必ずしも年々下がるといふことにはならないわけですから。

家の税金が急に上がった

問 私は昭和五十八年十月に新築したのですが、今年の四月に送られてきた納税通知書を見ると、家屋の税金が倍近くになっています。

これは何かのまちがいでないでしょうか？

答 新築された住宅に対する固定資産税は、次の各要件にあてはまる場合、百平方メートルまでに相当する税額の1/3が三年間

に限り減額されます。

- 居住部分の床面積が四十平方メートル以上二百平方メートル以下（六十二年一月一日以降新築分）の場合
- 一平方メートル当りの評価額が一定額以下である場合
- 店舗、事務所などの併用住宅は居住部分の床面積が建物全体の床面積の1/2以上である場合

あなたの家の場合は、新築後三年間経過したので、この軽減措置の期間が切れたためです。

固定資産税についてのお問い合わせは、役場課税係へ

係からのお願い

- 家を取り壊したり、建築確認申請を出さずに家を建築した時は必ず役場課税係へ連絡して下さい。
- 現在、家の評価を行なっています。係員がお伺いしますので御協力をお願いします。





鯉口団地 浴槽代金請求訴訟

訴訟にふみきったいきさつは、九月十日号（No.六二三）の広報に掲載し詳細にお知らせしました。
その後、十一月末までに三回の口頭弁論が行なわれ、原告、被告双方の主張が明らかになりましたのでそのあらましを紹介いたします。

原告 水巻町

被告A 鯉口団地二棟一階七号室
（旧、三棟五階一号室）
被告B 鯉口団地四棟二階五号室

訴状

被告Aは、原告に対し金六、九〇〇円を、被告Bは原告に対し金三二、九〇〇円を支払え。

1. 浴槽代金は違法行為

公営住宅法十二条、十四条が家賃額の決定を厳格に法定し、家賃敷金以外の金品の徴収を禁じていることからすれば、家賃とは全く関係のない浴槽代金を入居の契約条件とするが如き原告の行為は法の趣旨を濫脱する明らかな違法行為である。

2. 請負契約は無効である

浴槽代金を仮に原告が訴外T社に立替払した場合の処分権限はどのような法的根拠が明らかにすべきである。また、被告らは、原告と浴槽代金の売買契約を締結したことはない。
原告の訴外T社と締結した請負契約は、法律上の根拠のない、違

3. 浴槽代金を家賃に加算

法、無効な契約と言わざるを得ない。
原告は家賃を決定するにあたり立替えた浴槽代金も工事費の一部として加算して家賃を決定した疑いがある。
他方で家賃とは別個に浴槽代を払うという二重払いの状態を余儀なくされた。

4. 浴槽は欠かん品

原告はかかる数々の違法行為を犯して設置した浴槽が、入居者の利用するに耐えない一人用の小さな浴槽で、しかも保温工事が不充

被告の主張

分なままの状態の瑕疵ある浴槽であった。したがって、被告らは浴槽の取り替え、補修、ガス代の割

用語の解説

- 【訴訟】 訴えること
- 【原告】 訴訟を起した当事者
- 【被告】 訴えられた当事者
- 【口頭弁論】 裁判官の面前で当事者または代理人が意見を述べること
- 【瑕疵】 欠点・きず
- 【相殺】 互いに差し引いて帳消しにすること。

増負担など多大な出費を余儀なくされ、又かかる瑕疵による精神的苦痛を被った。
被告Aが金六万円、被告Bが金三万四千円の金品を支出したことは認めるが、これは売買代金として支払ったものでなく、また、自由な意志に基づいた支払いでもない。
これらの損害は、原告の請求する未払い浴槽代金の額を決して下回ることはない。
従って、仮に万一原告の主張する浴槽代金請求権が認められるとしても、それと対等額において相殺する旨意思表示をするものであり、

1. 浴槽代金は 違法ではない

公 管住宅法第十二条は家賃決定の基準について、又同第十四条は家賃等以外の金品徴収の禁止について規定している。

し かしながら右規定の趣旨は公営住宅は低額所得者に対して賃貸するための住宅であるから、民間同様に家賃、敷金以外は権利金、礼金、保証金などいかなる名目を問わず実質賃料と同視されるべき金品を徴収して入居者に過重な負担や不当な義務をかけることを排除することにある。

従って本件浴槽代金の如く実質賃料とは別個の低額な金額で、しかも浴槽については安全性の観点から購入、設置を説明したうえでこれを希望した入居者自らに負担させることは、何ら右法律に反するものでない。

右 第十四条は、実質賃料として町が入居者の意に反して不当な金品徴収をなすことを禁止したものであり、居住者がその希望により購入した浴槽代金を受領することは、なんら右法規に反するものでない。

2. 納得して 入居したはず

被 告は、請負契約を原告が主張しているというが、その様なことはない。

原告は町が一括して浴槽の購入と取付工事をなすについて数社に入札させ、その中から一番安かったT社に決定したもので、ここから浴槽を一括購入し取付工事をさせたものである。

さ らにこれを分割払いで被告ら入居者に再度売却したものであり、これについては入居の際説明会を行い、入居者全員の希望を確認し十分な納得を得たうえでなしたもので何ら違法行為はない。

原告の 反論

本件における昭和五三年年度建築分(第四棟/第六棟)では、公営住宅法第十二条により原告が算出した家賃限度額は二万七千七百四十九円であり、この範囲内である一万五千円にて家賃額を決定したものである。

と ところで、右各棟の総工事代金六億六千七百八千円の中に本件浴槽代金は工事費の

一部として全く加算されておらず、これは根拠の無い被告らの推測にすぎない。よって右主張は、主張自体不当である。

この浴槽が粗悪品、すなわち瑕疵ある浴槽であれば移転の際別品と取替えることとなるが、損傷も少なく、取外し・運搬・取付工事費を負担してまで再利用しているのである。

3. 浴槽代金は 家賃と無関係

本 件浴槽代金は家賃算出とは全く関係がなく、従って二重払いとの被告の主張は、なんの根拠もない推測を出鱈目にこじつけて主張している。

4. 浴槽や工事に 欠かはない

槽並びに補付け工事には全く瑕疵は存在しない。なぜならば、鯉口団地の当初入居説明の際に本件浴槽が選ばれていた経緯については前述したところ

であるが、(説明省略)さらに被告Aについて言えば、原告に要望して一人用と一・五人用との差額を別途自己負担して一・五人用の浴槽を設置したのである。

加えて入居後八年十一月か月を経過した昭和六二年八月二三日に、鯉口団地の三棟五階一号室から同団地の二棟一階七号室に住み替えた際、当初入居時に設置した一・五人用の浴槽をそのまま住み替えた先の浴室に設置している。

この浴槽が粗悪品、すなわち瑕疵ある浴槽であれば移転の際別品と取替えることとなるが、損傷も少なく、取外し・運搬・取付工事費を負担してまで再利用しているのである。

従って、このような入居後九年間日常使用してきた状態から判断しても、瑕疵ある浴槽で精神的苦痛を被ったとは到底認め難いのである。

一 方被告Bは一年遅れの昭和五四年一月に入居したが、仮に被告の主張する瑕疵ある浴槽というならば、一年前の昭和五三年一〇月に入居した一〇八戸の浴槽、蓋について調査できる状況の中でありながら昭和五四年一月の入居の際はすべて納得づくで入居している。従ってその後及んで瑕疵ある浴槽との主張はおかしい。

い ずれにせよ被告Aは三四回の分割払いのうち既に三〇回を支払っているという事実、そして入居後既に八年/九年を経過し現に浴槽を使用している実態からして、瑕疵の主張や精神的苦痛を被ったとの主張は認めがたい。

浴槽を設置した二一五戸のうち浴槽代金を支払わないのは被告ら二人だけであり、被告らの主張が客観的事実からして全く現実を認識しておらず、その妥当性は全然ないものである。

以上が過去三回までの口頭弁論での双方の主張・反論のあらましです。

第四回の口頭弁論は、十二月十一日(金曜日)の午後二時から折尾簡易裁判所(新築建替中のため折尾光明二丁目六一八の仮庁舎)にて行われます。

鯉口団地建設当時の水巻町住宅課長を原告側の証人として、約一時間程度にわたって証拠書類の説明や建設当初から入居に至る経過について、人証することになって

います。

次号は、夜間徴収強化月間の成果や、家賃明け渡し状況等について掲載します。



おっと、しまった! 遠賀郡農林水産祭

11月29日、芦屋ボートレース場で遠賀郡農林水産祭が行われました。農産物の即売や苗木即売、演芸大会、チャリティバザーなど多彩な催しに、会場はすれちがうこともできないほどの人出で大にぎわい。中でもちびっこに人気を集めたのは、鯉とうなぎのつかみ取り大会。身の切れるような冷たい水に手をつっこんで、うなぎ君と大格闘を繰りひろげました。

町の わだい

あなたの周りの身近な出来事や話題を待っています。



11月29日、町内一斉に満掃除が行われました。

11月20日、キッチンカーが鯉口団地にやってきました。

県では、栄養指導車2台で県内各地を巡回して、家庭の主婦に栄養指導を行っています。

この日訪れた「さちかぜ号」の周りには、近くの主婦約20人が集まって「レバーの炒めもの」や「かぼちゃのサラダ」など、貧血予防の料理の作り方を教わりました。



今夜のおかずにいぬが? キッチンカー料理教室

はやく来い! お正月 しめかざり教室



11月29日、中央公民館で「しめかざり教室」が開かれました。

会場には小学生約30人が集まって、わらのそぎ方や縄のない方の手ほどきを受けました。はじめのうちはなかなか縄がよじれてくれませんが、しばらくするうちに何とかコツを飲みこんで、ようやく自転車のしめかざりの出来あがり。来年のお正月が楽しみです。

元気な赤ちゃん



瀧本 健一くん

昭和61年12月5日生
(隆志)さんの長男

わんぱくで、いたずら好きなぼくけど、もうすぐ、お兄ちゃんになるから、いい子にならなくっちゃね。

(おかの台 2棟104号)

昭和61年12月3日生

(純)さんの長男

今は、歌を聴いたり、絵本を見るのが大好き!! パパもママも、これからの成長がとても楽しみです。皆にも、ホントに可愛がってもらって幸福ですネ!! (おかの台10-105)



山崎 一輝くん

昭和61年12月22日生
(弘明)さんの長男

僕の好きな物は車。特にタイヤがおもしろくていつも遊んでるんだ。でもピアノも上手なんだよ。



足立 和也くん

今度聞かせてあげる。(吉田 1169-21)

申込みは庶務係へ (毎月2人まで)

待ちに待った いもほりです。 机小学校

机校の芋作りは五月の苗床作りから始まりました。七月に芋を植え付け、夏休みにはみんなで草とりもしました。

待ちに待った芋掘り、歓声とともにあっという間に小さな芋まで掘り上げられました。さっそく芋の総重量当てクイズ(約500kg)、そして芋自慢大会。

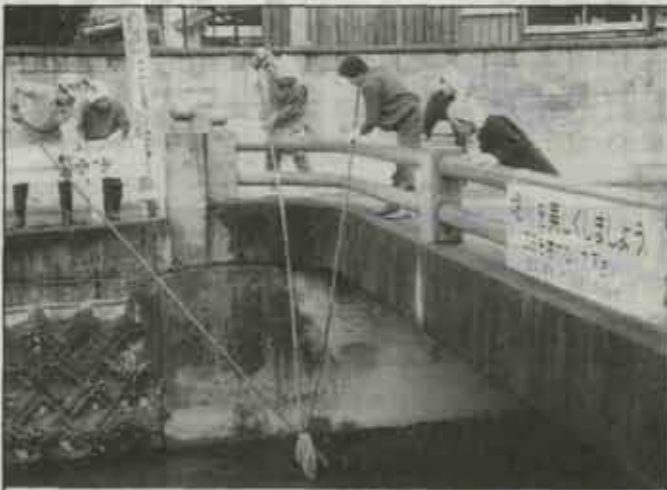
大きな芋、形のおもしろい芋、いろんな形の芋が集まって、楽しい芋自慢大会になりました。



おつかれさん! 頃末町営住宅

町営住宅の元祖、頃末町住の取壊しが始まりました。

頃末町住は、昭和28年に建てられた木造住宅で、すでに耐用年数の20年をはるかに超え、老朽化がめだっていました。11月上旬、まず空家となった3戸が取壊されましたが、来年3月までには残る2戸も取り壊される予定です。町の計画では、木造の町住は中高層の住宅に建て替えられることになっており、二団地は昭和64年度から着工されます。



よみがえれ!堀川 地元で一斉ごみ拾い

11月29日、吉田車返し地区で一斉に堀川のごみ拾いが行われました。このごみ拾いは、車返し地区鉱害対策協議会が「郷土の川を自分たちの手で美しくしよう」と呼びかけて行われたもので、今回が初めての試みです。

この日はあいにく前日の雨で、ごみがあまり見えませんが、兩岸に集まった約70人の地元の人たちは、会が準備したクマ手竿や網で一生懸命川に沈んだごみを拾い上げました。



ソニー賞 受賞 猪熊小学校

11月6日、猪熊小学校の校長室で、ソニー賞の受賞式が行われました。

この賞は、ソニー理科教育振興財団が全国の小中学校から募集した教育論文の中から、猪熊小学校が優良校として選ばれたもので、郡内では一校だけです。

この日、財団から賞状、賞金とビデオ機器一式が校長先生に手渡され、先生方の喜びもひとしおでした。

こんにちはは保健婦です。

今年是比较的暖かい日が続いていますが、これからは「かぜ」をひきやすい季節です。人は一年間に平均回数かぜをひくと言われていますが、冬は特にかぜをひく機会が多くなります。気道に炎症が急にあらわれ、しかも自然になおしやすい一群の病気を「かぜ」としてまとめて呼ぶことがあります。かぜの定義は必ずしもはっきりしたものではありません。



かぜにご用心!!

症状

急に気道がおかされた結果、くしゃみ・鼻汁・鼻づまりなどの鼻炎症状から、咽頭痛・咽頭の異和感・声がれ・嚥下痛・咳などのいわゆるのかぜ症状、あるいは、気道のもっと奥の方の気管支症状などその程度もいろいろです。

原因

多くのウイルスや細菌によって「かぜ」の症状が起こりますが、症状から病原体を知ることが出来ません。かぜの内容は、学問的にはなかなか複雑なものになります。

かぜをひいたときは

あまりにも身近な病気なので、「かぜくらい」と軽くみられがちですが、昔から「かぜは万病のもと」といわれる様に、軽く考えて



安静と保温

はいけません。人混みを避け外出から帰ったら手をよく洗い、うがいをするのは、簡単なことですが、とても有効なのです。

温かくして寝ること、とくに初期は安静にすることが大切です。

睡眠不足や不規則な生活は、かぜをひき易くします。

また、室内の空気が乾燥すると気道粘膜も乾燥します。加湿器などで湿気を与えることが必要です。

健康づくりシリーズ⑨

食事

食欲がある場合は、ふつうの食事は、消化のよい温かいものをとることで。また、水分も忘れずに。

●良質のたんぱく質をたっぷりと熱が高いときは、体の中のたんぱく質がより消耗します。

魚・乳製品
大豆製品・肉などの補給も忘れずに。



●水分、ミネラルが不足しないように。

汗をかいたり、下痢・嘔吐を伴うときは、体内の水分が減ります。

牛乳・野菜スープ・番茶などを飲みましょう。



●ビタミンも忘れずに。

新鮮な野菜や果物も充分にとりましょう。



昔 今 と さ る ふ

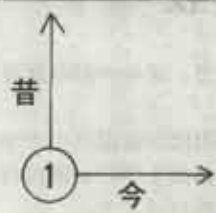
写真で見るとわがまち ⑨

写真は市民の皆様の提供によります。

昭和35年頃の梅ノ木区



- ①日本炭礦の鉱員社宅
(現在はパチンコ店やアピロス水巻店)
- ②日炭高松球場
プロ野球のオープン戦も開催されたことがあります。
(現在は梅ノ木団地)



スポーツの結果

スポーツ少年団駅伝大会

- と き 11月22日
 ところ 杵小学校グラウンド
- 男子の部
 ■優勝 伊左座ソフトA
 ■準優勝 頃末水泳A
 ■三位 吉田野球A
- 女子の部
 ■優勝 杵水泳A
 ■準優勝 頃末水泳A
 ■三位 杵水泳B



少女バスケットボール大会

- と き 11月15日
 ところ 水巻町民体育館
- 優勝 上二
 ■準優勝 下二
 ■三位 おかの台
 ■三位 高松団地



ゲートボール大会

- と き 11月20日
 ところ 町ゲートボール場
- 優勝 みずほA
 ■準優勝 猪熊B
 ■三位 下二



スポーツ少年団空手道大会

- 中学生の部 (自由組手)
 ■優勝 山田 誠 (水巻中)
 ■準優勝 生野篤史 (水巻中)
- 小学生の部 (自由組手)
 ■優勝 森山裕也 (吉田小)
 ■準優勝 吉田一成 (吉田小)
- 黄帯の部 (型競技)
 ■優勝 大地誠司 (中瀬中)
 ■準優勝 丸山健司 (吉田小)
- 白帯の部 (型競技)
 ■優勝 空閑弘臣 (吉田小)
 ■準優勝 矢羽田祐子 (吉田小)



ママさんバレーボール大会

- と き 11月8日
 ところ 水巻町民体育館
- 優勝 頃末クラブ
 ■準優勝 猪熊ママ
 ■三位 下二ママ
 ■三位 ふたばクラブ



表彰されました



文化の日「表彰式」

十一月三日文化の日、毎年この日は町行政や教育行政、社会福祉活動に功労のあった人に対する表彰式が行われています。

今年の受表彰者は十四人、会場となった中央公民館では一人一人に表彰状と記念品が贈られました。表彰された方々は次のとおりです。(敬称略)

水巻町長表彰
 ●豊沢麟児 町議会議員
 ●柴田英人 町議会議員
 ●梶原逸男 町議会議員
 ●吉住善明 町議会議員

- 稲村 烈 選挙管理委員会委員
 ●梶山繁樹 固定資産評価審査委員会委員
 ●佃 敏 固定資産評価審査委員会委員
 ●藤崎 正志 区 長
 ●田中 恂一 消防団団員
 ●木下 重人 消防団団員
 ●西ノ明茂樹 消防団団員
 ●教育委員会表彰
 ●吉田アサノ 下二
 ●社会福祉協議会表彰
 ●武尾 友敏 頃末
 ●福田 照男 二

防犯の日町民大会 11月8日



この日表彰された防犯功労者のみなさん

水巻町防犯の日大会が十一月八日、中央公民館で約四百人が参加して開催されました。

大会では、防犯功労団体(二団体)と防犯功労者十二人が表彰され、水巻中学校の生徒六人が意見発表を行いました。

表彰された方々は次のとおりです。

功労団体
 ●頃末南区防犯組合
 ●高尾団地防犯組合

功労者

- 荒巻 和明 高松団地
- 梯 和利 高松団地
- 矢野しめ子 高松団地
- 副島 政利 おかの台
- 尾田 好春 おかの台
- 本田 修 二町住
- 大本 栄 二町住
- 峯川 正男 二町住
- 重藤 満男 二町住
- 中野 一郎 頃末北
- 片山 幸男 高尾団地
- 高橋スエ子 鯉口団地



ゆく年・くる年
 みんなで防犯

くらしの情報

問い合わせは役場まで
☎ 201-4321

年末・年始の事務

- 役場事務
役場の事務は、12月29日から1月3日までお休みです。
- 中央公民館・図書室
12月29日から1月3日までお休みです。
- 老人憩の家・身障者センター
12月28日から1月4日までお休みです。
- 粗大ごみ
1月2日(土)の粗大ごみは12月26日(土)に変更されます。申込みは2日前までにノ



国際派の君にうれしいお知らせ 福岡県青年の船・団員募集

●期間 昭和63年5月14日から5月25日まで(12日間)

●訪問国 中華人民共和国・大韓民国

●費用 九万円(班長は免除)他に諸経費が必要です

●募集人員 一般団員 300人 班長 18人

●募集期間 12月7日▽1月23日

働きながら学べます。

技能士訓練通信講座

●訓練科 機械加工・仕上げ・板金・配管・機械製図・建築大工

●受講資格 実務経験があればだれでも受講できます。(ただし)

●受講料 一級 八千円 二級 六千円

一級は、技能検定受講資格者)

●応募資格

▽日本国籍を有している人

▽年齢 一般 20歳~30歳 班長 26歳~35歳

▽県内に居住している人

▽青少年活動を行なっている人

または、帰国後活動する人

●申し込み・問い合わせ先

役場教育委員会社会教育係

●訓練期間 標準一年間

●特典 修了者には受講した訓練科の学科試験が免除されます

●問い合わせ先 千原 北九州市八幡西区穴生3丁目5番1号 八幡技能開発センター 電話641局4906番

楽しいタコづくり教室



- とき 12月20日(日) 午前9時から
- ところ 水巻町中央公民館
- 対象者 町内の方ならどなたでも参加できます。(小学生以下の子供さんは、親と同伴)
- 内容 上級者 立体風船(行燈風船) 初級者 平面風船(菱形風船)
- 材料費 200円
- 持参するもの 水彩絵の具
- 申し込み先 水巻町中央公民館。12月15日までに申し込み下さい。
- ☎201局0401番

さわやか婦人の生活講座

家庭の主婦として生活にかかわりの深い学習テーマを準備しました。楽しく学習してみませんか?

- 開設場所 水巻町中央公民館 ●受講定員 70名
- 申し込み期限 12月25日まで
- 申し込み先 水巻町中央公民館 ☎201-0401

回	開設日時	学習テーマ
1	1月14日(木) 10時~12時	●これからの婦人のライフサイクル(生活設計) — さわやか生活、のびのび人生 —
2	1月21日(木) 同上	●消費生活の合理化 — 豊かさのなかの節約を考える —
3	2月4日(木) 同上	●余暇を有効に生かす — 楽しく生きよう趣味と奉仕で —
4	2月25日(木) 同上	●婦人と健康 — 若く、美しく生きる —
5	3月10日(木) 同上	●まちおこしを考えよう — 住んでいるまちの活性化を —
6	3月24日(木) 同上	●こころのふれあいを大切に — 人を愛することの良さ —

サンタからのプレゼント クリスマス마스子供映画会

- とき 12月24日(木) 午後2時▽4時20分
- ところ 中央公民館大ホール
- 題名 ふしぎな鏡(21分)・片耳の大シカ(25分)・竹取物
- 参加者 制限ありません
- 問い合わせ 中央公民館 ☎201局0401番
- 語(31分)・はばたけ明日への瞳(51分)

ワープロ技術を身につけませんか

- 就業を希望される家庭の主婦を対象に技術講習会を開催します。
- 科目 ワープロ・手書きPOP
- 定員 20名程度
- 期間 63年1月25日▽3月7日
- 受講料 無料(教材費自己負担)
- 会場 戸畑ステーションビル
- 受付期間 1月7日▽1月8日
- 問い合わせ 飯塚市新立岩8番1号 福岡県飯塚総合庁舎内 福岡県婦人就業援助センター 筑豊支所 ☎(0948)23局4156番

文化祭

俳句と短歌の入选作品

水巻町の俳句会と短歌会では、文化祭の行事として、それぞれ会を開き日頃の練習の成果を披露しました。

入選作は次のとおりです。(紙面の都合により上位入選者のみ掲載しました。)

俳句



【特選】 向野楠葉先生 逸
ゆく秋や犬小屋を焼き再婚す
下二 田中 博幸

短歌



【大会賞】 田川市 佐々木 明
自死したる子の墓石を洗ひ終へ
草笛吹くにいよいよ哀し

自然薯の一握りごとの一人言

吉田 石塚 文雄

硬山の真上が空路秋高し

岩瀬 長田礼三郎

鶴を折る鶴来る頃と思ひつつ

吉田 上田 木骨

障子の穴二つ縋ひ秋まつり

立屋敷 白石 芳江

【町長賞】 頃末 行徳はるえ

云はでもを云ひたる悔いに目覚め

みて時計の青く二時指すを見る

【議長賞】 猪熊町住 田中秀樹

台風に折れたる菊を片づくる幼く

逝きし吾子いまだく如

【教養賞】 吉田 砥綿 正代

二合粥の米を炊きて老い夫と言葉

少なき一日を終る

【公民館長賞】 帆 吉田 照子

津和野路を自転車駆りて若きらの

列なしてゆく紅葉照るなか

【文化連盟賞】 頃末 中山 睦子

速き日に兄の交通事故死せし路を

走れば野菊咲きをり

社会福祉協議会の

職員(嘱託)を募集します。



- 採用職種 老人家庭奉仕員
- 採用人員 1名
- 受験資格
 - (1) 水巻町内に居住する女子で昭和13年4月1日から昭和28年3月31日までに生れた人
 - (2) 自転車又はバイク等に乘れる人
 - (3) 心身共に健全な人
 - (4) 老人福祉に関し、理解と熱意のある人
 - (5) 責任感が旺盛で業務を確実に遂行する能力がある人
 - (6) 水巻町内に確実な身元保証人(一人)のある人
- 申込み先
水巻町社会福祉協議会

- 受付期間 (水巻町役場内・一階)
昭和63年1月5日～1月20日
- ▽平日 午前9時～午後5時
- ▽土曜日 午前9時～正午
- 申込み方法
本人自筆の履歴書(市販の物)に写真を添付して提出してください。
- 面接試験日 昭和63年1月下旬
- 問い合わせ先
詳しいことは、水巻町社会福祉協議会にお問い合わせください。
(電201-4321)

本をありがとう!!

中央公民館の図書室に次の方々から本を頂きました。ありがとうございました。(敬称略)

氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所
平嶋 鶴子	吉田団地	池上 博	頃末	中園 光	梅ノ木団地
高橋 夕子	〃	池本 緒理	〃	中園 嘉	〃
山崎 七郎	〃	萩本 男	〃	中園 清	〃
飯田 由弘	〃	小田 光	〃	中園 典	〃
坂原 康和	頃末	松尾 尚	〃	中園 鈴	古賀
藤原 優	〃	川口 正	〃	中園 美	〃
荒木 典	〃	下津 直	〃	中園 重	下古賀
山本 知	〃	船尾 春	賀町区	中園 史	〃
原保 雅	〃	新田 春	遠戸	中園 重	〃
保口 和	〃	小田 由	〃	中園 史	〃
中山 子	〃	永田 朋	〃	中園 史	〃
山尾 美	〃	山田 容	〃	中園 史	〃
井久 美	〃	成山 敬	〃	中園 史	〃
藤久 奈	〃	江成 容	〃	中園 史	〃
		石松 芳	〃	中園 史	〃
		田松 元	梅ノ木団地	中園 史	〃

愛のあくりもの

次の方々から社会福祉協議会にご寄付いただきました。

金一封ありがとうございます

水巻短歌会代表

田中 秀樹

(第10回親鸞短歌大会記念)

香典返しとして

猪熊町住 故・福浦 一明様

福浦ちづる様

吉田三 故・杉 平様

杉 平様

●猪熊

故・原田 勇様

●みずほ団地

故・安川 起之様

●下二

故・安川ノブヨ様

●吉田団地

故・平田 将一様

●みずほ団地

故・岩城 万蔵様

●みずほ団地

故・岩城ハツヨ様

●高松団地

故・岩城ハツヨ様

わたしたちのふるさとには、炭坑と深いつながりをもった町です。忘れ去られようとしている炭坑の様子や炭坑にまつわる物語をみなさんに紹介していきます。

三好徳松の生涯 (4)

「压制ヤマ」

三好炭鉱はすでに述べたように、筑豊のヤマでは一、二を争う压制ヤマであった。当時、坑夫のなかには無知蒙昧な者がいてヤマの治安を乱していたが、会社はそれをよいことにしてヤマの利益に反する者がおると、情け容赦なくどしどし体罰をもつてのぞんだ。

それは今においては考えられないほど悲惨な仕置まで、ときには死に至らしめることもあったが、この場合に捜査をする警察は、ヤマの治安を会社にまかせていた請願調査で、そこで会社はこれを落盤事故などに見せかけて、うまく処理していた。警察としては知らぬふりして福便にすませた方が、なにかと都合のよかつた時代、また検死にしても会社の医者が処理していたので、すべてが都合よく運んでいた。今でもこのようにして死んだ子孫が町内にいると聞か、なかには悲嘆のあまり鉄道自殺をした妻子もいたという。

ところで三好炭鉱が筑豊屈指の压制ヤマになったのは、三好徳松がワンマン社長であったのに加えて、利益追求に執念を燃したからである。ところが徳松は一介の坑夫から身をおこして鉱主になった人である。当然、働く坑夫に対して理解があつてしかるべきであるのに、それが反対に悪名高い压制ヤマに仕立てたとは、どうしたことであろうか。

へ一に豊州 二に泉水

三で知ったか高松キナコ

これは「高松キナコ」の項で書いた炭坑頃であるが、これによって三好炭鉱が筑豊の三大压制ヤマであったことが



大正八年の三好炭坑(株)

わかる。まず一の豊州炭坑は田川郡川崎町で職員真一の経営するヤマであり、二の泉水炭坑は鞍手郡新延で伊藤伝右衛門の経営するヤマ、さらに三はいうまでもなく三好徳松の経営する高松炭坑である。ところが、この三つのヤマの共通したところは、鉱主が三人とも坑夫からのしあがってワンマン社長になり、巨万の富を築いたにある。

では元坑夫の経営者が、なぜ自分の経営するヤマを压制ヤマに仕立てたのであろうか。自分が歩んできた苦しかった坑夫時代を思うと、配下の坑夫をよい環境においてしかるべきであるのに、それを压制ヤマに育てあげるとは……おそらく貧乏して苦勞に苦勞を重ねて道いあがった人は、カネに対して人なみ以上に執着心が強く、そのうえ信頼するのはカネと自分だけの考えを経営に取り入れて、ワンマン社長になったのではあるまいか。したがって弱者に対してはひとかけらの同情もなく、ひたすら利益を追求したところに、压制ヤマの悲劇があつた。

大正八年、徳松は水巻村のすべてのヤマを掌中におさめると、これを機会に資本金二百万円の三好炭業株式会社を設立した。徳松としてはこのときが絶頂期で、これを境に深刻な不景気の到来とともに、次第に苦難の道を歩むことになる。

とくに筑豊では戦争の終結で石炭需要が急落して、各ヤマで坑夫が解雇されたので、その反動で民権と労働運動が胎動して、米騒動とストライキが発生した。なかでも大正七年に田川郡峯地炭坑で、坑夫がダイナマイトを持ち出して出動した軍隊と対決し、また大正九年には八幡製鉄所で大ストライキが発生するなど、下層の人々が力には力をもつてたち向う意識を持つようになった。つまり世の中が次第に変革しているのを、われわれに教えてくれたのが、この事件であつた。

もつとも当時、あわれなのはクビをさらされた坑夫である。压制ヤマへ行けば船使されて賃金は低いとわかつていながら、最後はここに職を求めていたようで、大正十一年に流した「流浪の旅」で次の替え歌がうたわれていた。

流れ流れて落ち行く先は

北は高松、南は豊州

いづこのヤマを基所と定め

いづこのヤマの土となるらん

職を求めて最後は、压制ヤマの高松炭坑か豊州炭坑に落ちていくとの意味であろう。今であれば解雇されても職に至るところにあるが、当時は飢と病気が待っていた。

なお当時の三好炭業の就業時間はどうかであったかというに、二番方制度で坑内夫の男が十一時間三十分、女が十時間二十分、坑外夫男女共十一時間、休みは盆と正月だけであつた。また納屋での生活は、金券で会社の経営する売場(のち分配所)で生活物資を買い求めていたことはすでに述べたが、その値段は市価より一、二割高く、これを徳松は身内の者に経営させていた。

この納屋制度は大正十一年に国会で廃止されたが、それは表面だけで、それ以後も坑夫はヤマの外部と遮断されて、人事係を通しての生活であつた。たとえば郵便物にしても、昇坑時に納屋頭(のちの組頭)が見張所で人事係からうけ取って、これを坑夫各自へ渡していた。したがって注意人物の坑夫になると、人事係は勝手に郵便物を開封し、場合によっては坑夫へ渡さぬこともあつた。それに出産や入学の村役場への手続きも、すべて人事係を通して、また空難の際も坑夫は直接警察へ届け出をすることはなかった。

したがって、このような封建的な経営を、世の中が変革しているにもかかわらず、徳松は昭和に至るまで持続していたところに、最後は身の破滅をまねく結果となつた。つまり新しい時代に順応しなくて、古い体質で会社の収益を維持しようとしたところに原因があつた。

ところが徳松は神仏への信仰はあつく、関係の神社仏閣にはほとんどなんらかの寄付をしている。また屋敷内に智恵院の別院を誘致し、さらに晩年は三ツ頭に遍照院寺を建てるなど、終生信仰はつづいた。しかし、ここで疑問に思うのは、彼の信仰心と経営する压制ヤマとの関係を、どう説明したらよいのであろうか。それには昔から神仏は、慈悲をもって人をあまねく導きまさとすといわれている。それを徳松は右手にムチを持ち、左手で神仏にすがるとは……これはどう考えても、自分のヤマの繁栄を願うための信仰と考えざるを得ない。おそらく徳松のたがざるところは、その辺にあつたのではなからうか。

(つづく)

(文と図) 郷土史家 柴田貞志